

# **熊谷市高齢社会対策基本計画**

**(平成 21 年度～平成 23 年度)**

**いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや**

**(素案)**

**平成 21 年 3 月**



## 目 次

### 第1部 総論

第1章 計画の概要	3
第1節 計画の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	3
第2章 高齢者を取り巻く環境の現状	4
第1節 高齢者の状況	4
第2節 地域資源の状況	6
第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状	7
第3章 計画の基本方針	9
第1節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像	9
第2節 基本理念	10
第3節 基本目標	11
第4節 施策の展開（施策体系）	12
第5節 重点課題	14

### 第2部 各論

第1章 ふれあいのある健やかなまちをつくる	19
第1節 社会参加の促進	19
第2節 生涯学習・生涯スポーツの推進	25
第3節 介護予防・健康づくりの推進	26
第2章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる	29
第1節 生活支援サービスの充実	29
第2節 認知症高齢者対策の推進	32
第3節 高齢者虐待防止対策の推進	36
第4節 地域ケア体制の充実	38
第5節 入所施設の確保	42
第6節 介護保険事業の円滑な推進	43
第3章 あたたかい心の通うまちをつくる	45
第1節 福祉意識の醸成	45
第2節 ボランティア活動の促進	47
第4章 安全で快適に暮らせるまちをつくる	49
第1節 安心・安全の確保	49
第2節 高齢者にやさしいまちづくりの推進	52
第5章 計画の推進体制	54
第1節 推進体制の整備	54
第2節 計画の進捗管理	56



# 第 1 部 総 論



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の趣旨

---

### ■少子高齢化の進展への対応

- ・我が国の高齢者人口は増加の一途をたどっていますが、熊谷市においても例外ではなく、平成29年には高齢化率が28.1%となると推計※されています。
- ・一方、高齢者を支える生産年齢人口は減少し、人口に占める割合も年々低くなっていくことが予想されています。

※熊谷市総合振興計画より

### ■高齢者像の変化への対応

- ・「団塊の世代」のすべてが平成27年から高齢者（65歳以上）となり、豊富な知識と経験をもつ高齢者自身が地域活動の担い手として期待されています。
- ・一方、認知症高齢者が増加し、高齢者虐待や孤立死等の問題が顕在化してきており、地域全体で支え合い、見守る地域づくりが求められています。

### ■介護保険制度の持続可能性の確保

- ・本市においては大里広域市町村圏組合と連携しながら、質の高いサービス提供を図るとともに、介護予防の推進および給付の適正化等を推進し、増大しつづける給付費を抑制することにより、持続可能な制度運営をすることが求められています。

## 第2節 計画の位置づけ

---

- ・老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」として位置付けられます。

※計画の根拠法のひとつとなっていた「老人保健法」は廃止され、「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められたほか、同法にて規定されていた老人保健事業については、「健康増進法」等に基づいて実施されることとなります。

## 第3節 計画期間

---

- ・平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

## 第2章 高齢者を取り巻く環境の現状

### 第1節 高齢者の状況

#### (1) 人口の推移と将来推計

本市の高齢者人口は、平成20年10月現在で41,709人、高齢化率20.2%です。

総人口はやや減少傾向にありますが、高齢者数は増加し続けており、平成15年から5年間で6,656人(19%)増加しています。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	207,037	207,316	207,323	206,569	206,827	206,470
年少人口(15歳未満)	29,488	29,162	28,392	28,084	27,707	28,909
生産年齢人口(15-64歳)	142,496	142,134	141,350	139,817	138,881	135,852
老年人口(65歳以上)	35,053	36,020	37,581	38,668	40,239	41,709
高齢化率	16.9%	17.4%	18.1%	18.7%	19.5%	20.2%

※各年10月1日現在(平成17年については、平成18年1月1日現在。)。年齢不詳がいるため、合計が各年齢区分の合計とあわない場合があります。

※平成18年度以前の数値については、旧市町の合算によります。

平成15年および平成20年10月1日の住民基本台帳および外国人登録人口の数値を基にコーホート要因法<sup>\*</sup>にて人口推計しました。

※コーホート要因法……一定期間(一般的には5年間)における性別及び年齢別(期間が5年間の場合は5歳ごと)の集団ごとの生存率、社会移動率を基に推計する手法。

計画の最終年度となる平成23年度では、高齢者人口46,051人(高齢化率22.4%)と推計されます。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	206,103	205,730	205,366	204,993	204,626	203,703
年少人口(15歳未満)	28,802	28,694	28,585	28,477	28,370	28,020
生産年齢人口(15-64歳)	134,144	132,435	130,730	129,021	127,313	125,277
老年人口(65歳以上)	43,157	44,601	46,051	47,495	48,943	50,406
高齢化率	20.9%	21.7%	22.4%	23.2%	23.9%	24.7%

## (2) 世帯の状況

国勢調査によると、平成17年10月現在で本市において65歳以上の高齢者がいる世帯は25,130世帯(34.9%)となっています。そのうち、ひとり暮らし世帯は4,238世帯、高齢夫婦のみ世帯は4,781世帯となっており、いずれも増加傾向にあります。

	平成12年	平成17年	県	全国
一般世帯総数	69,278	71,916	2,630,623	49,062,530
65歳以上親族のいる一般世帯数	21,284	25,130	788,411	17,204,473
(一般世帯総数に占める割合)	30.7%	34.9%	30.0%	35.1%
65歳以上高齢単身世帯数	2,963	4,238	143,923	3,864,778
(一般世帯総数に占める割合)	4.3%	5.9%	5.5%	7.9%
高齢夫婦世帯数	3535	4781	159,420	3,583,526
(一般世帯総数に占める割合)	5.1%	6.6%	6.1%	7.3%

(資料：国勢調査)

※高齢夫婦世帯とは、夫婦ともに65歳以上の世帯としています。

## (3) 就労状況

国勢調査によると、平成17年10月現在で就業している高齢者は8,381人(22.4%)となっています。5年前と比べると、就業者数は増加しているものの、高齢者全体に占める割合(就業率)は低くなっています。

産業別にみると、県や全国と比べて第1次産業従事者の割合が高くなっています。

	平成12年	平成17年	県	全国	
高齢者就業者数	7,587	8,381	250,307	5,415,795	
高齢者就業率	24.2%	22.3%	21.6%	21.1%	
性別	男性	4,751	5,298	168,420	3,376,431
	(割合)	62.6%	63.2%	67.3%	62.3%
	女性	2,836	3,083	81,887	2,039,364
	(割合)	37.4%	36.8%	32.7%	37.7%
産業別	第一次産業従事者数	3,027	2,822	40,007	1,464,902
	(割合)	39.9%	33.7%	16.0%	27.0%
	第二次産業従事者数	1,254	1,343	60,742	994,623
	(割合)	16.5%	16.0%	24.3%	18.4%
	第三次産業従事者数	3,220	4,060	140,583	2,824,951
	(割合)	42.4%	48.4%	56.2%	52.2%

(資料：国勢調査)

※高齢者就業率は、高齢者就業者数を高齢者数全体で割ったものとなっています。

## 第2節 地域資源の状況

---

### (1) 高齢者施設

#### ■健康づくり施設

趣味、教養及びレクリエーションのための場を提供し、高齢者福祉の増進を図る施設として、老人福祉センター及び老人憩の家が設置されています。

また、老人憩の家と児童館の複合施設として箱田高齢者・児童ふれあいセンターが設置され、高齢者と児童の交流が図られています。

- 老人福祉センター 4か所
- 老人憩の家 4か所
- 箱田高齢者・児童ふれあいセンター

#### ■入所施設

居宅での生活が困難な高齢者が入所する市内の施設は以下の通りです。

- 養護老人ホーム 1か所
- 生活支援ハウス 1か所
- 軽費老人ホーム 1か所
- ケアハウス 3か所
- 介護老人福祉施設 10か所
- 介護老人保健施設 4か所
- 介護療養型医療施設 1か所

### (2) 相談窓口

高齢者の保健福祉に関する相談は、主に以下の窓口で受け付けています。

- 熊谷市福祉部長寿いきがい課
- 行政センター（大里、妻沼、江南）
- 熊谷市社会福祉協議会（熊谷、大里、妻沼、江南）
- あんしんサポートねっと（熊谷市社会福祉協議会）
- まちかど介護相談薬局
- 埼玉県大里福祉保健総合センター・熊谷保健所
- 地域包括支援センター・在宅介護支援センター

上記以外にも、地域の民生委員・児童委員や医療機関、介護保険事業所でも相談に応じています。

## 第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状

---

計画策定にあたり、市民の高齢者福祉に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

### (1) アンケート調査の概要

- 調査対象：市内在住の55歳以上の市民 2,000名
- 調査期間：平成20年10月16日～10月30日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 回収状況：回収数 1,064票 回収率 53.2%

### (2) 集計結果の概要（前回との比較を含む）

#### ■暮らしについて

- ・ 日常的に行き来する親族がいない人の割合が増加（前回18%→今回28%）。
- ・ ご近所との付き合い方が希薄化（親しく付き合っている割合が5ポイント減少、挨拶する程度の割合が8ポイント増加）。

#### ■健康づくり

- ・ 健康の秘訣は「規則正しい生活」28.9%、「適度な運動」20.7%。
- ・ 健康で気になることは「運動不足」45.2%、前回より5ポイント増加。
- ・ 知りたいことは「生活習慣病にならないための工夫」41.6%と「認知症予防」40.3%。

#### ■地域活動

- ・ ボランティア活動に「よく参加する」19%、「ときどき参加する」28%。
- ・ 参加する理由は「地域に住む者としての義務だから」60.1%。
- ・ 参加していない理由は「他にやることがあって忙しい」30%、「何をいつどこでやっているのかわからない」25.9%。
- ・ 前回同様、「保健、健康づくりに関するボランティア活動」に参加したい人の割合が高い。

#### ■生きがい・仕事

- ・ 健康・体力づくりを行っている人の割合が大幅減少（前回40%→今回26%）。
- ・ 社会福祉活動や老人クラブへの参加意向が大幅増加（前回10%台→今回30%台）。

- ・現在働いている人は39%、何歳まで働きたいか「65歳」36%、「70歳」29%。
- ・コミュニティ・ビジネス「よくわからないが関心はある」55%。

#### ■人権・権利擁護

- ・高齢者虐待を見聞きしたことがある人14%、そのことを「家族と話した」54%、「特に何もしなかった」17%。
- ・高齢者虐待防止法について「内容は知らないが聞いたことはある」40.5%、「知らない」36.2%。

#### ■消費生活など

- ・高齢者を狙った悪質商法に対する不安感を持つ人の割合は、半数近くにのぼる。
- ・消費生活センターや消費者相談窓口について、「聞いたことはあるが場所や連絡先は知らない」人の割合がやや増加（前回61%→今回67%）。

#### ■高齢者福祉サービス

- ・福祉に関する情報源について、「ラジオ・テレビ・インターネット」の割合が増加（前回36%→今回48%）
- ・老人福祉センターの認知度、利用度が低下。今後も続けて欲しいサービスは全般的に10~20%程度と低調（今回から「知らない」を選択肢に追加した）。

#### ■これからの高齢社会

- ・駅や公共施設のバリアフリーについては比較的評価が高く、防災対策や災害時の避難体制については評価が低い。
- ・力を入れるべき施策として、「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成」が増加（前回40%→今回52%）で1位。
- ・「働く場についての情報提供・紹介」も大幅増加（前回10%→今回24%）。

## 第3章 計画の基本方針

### 第1節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像

熊谷市が目指す高齢社会の将来像について、高齢者を取り巻く環境の現状や課題、熊谷市総合振興計画の方向性、前期計画からの継続性等を踏まえ、下記のとおりとします。

**いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや**

#### 具体的には

- ・高齢者一人ひとりが自らの状態を把握し、状況に合った健康づくりや介護予防に取り組んでいる社会。
- ・高齢者一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて、就労、ボランティア、生涯学習、趣味・スポーツなど積極的に社会活動に参加する社会。
- ・生活上何らかの支援が必要な高齢者に対し、保健・福祉・医療の関係機関はもとより、ボランティア、近隣住民が連携して支援する社会。
- ・どのような状態であっても、高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活を送ることができる社会。

## 第2節 基本理念

---

熊谷市が目指す高齢社会の将来像を踏まえ、本計画の推進にあたっての基本理念について、前期計画の理念を引き継ぎ、以下のとおり設定します。

### 理念1 健康と生きがい

- ・高齢者の健康で自立した生活を支援し、生活の質の確保を目標としていきます。

### 理念2 生涯現役

- ・高齢者が、元気で長生きし、生涯現役で通せるような社会づくりを目標としていきます。

### 理念3 自立と選択

- ・介護サービスの提供等の中で、高齢者の自立性、選択性が確保され、権利の擁護が図られることを重視していきます。

### 理念4 支え合い・連携

- ・市民、行政、民間事業者等が手を携えた、高齢者保健福祉の支援体制づくりを重視します。

## 第3節 基本目標

---

熊谷市が目指す高齢社会の将来像の実現に向け、基本理念に基づき、本計画で目指す基本目標を以下のとおり設定します。

### 目標1 ふれあいのある健やかなまちをつくる ー生きがい・交流づくりの推進ー

- ・さまざまな交流を通じて、高齢者がいつまでも生きがいを持ちつづけ、自立した生活を送ることができるまちをつくります。

### 目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる ー生活支援の推進ー

- ・家族や地域社会の支援が必要な高齢者福祉サービスの充実を図り、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者とその家族をはじめ、誰もが地域で安心して暮らせるまちをつくります。

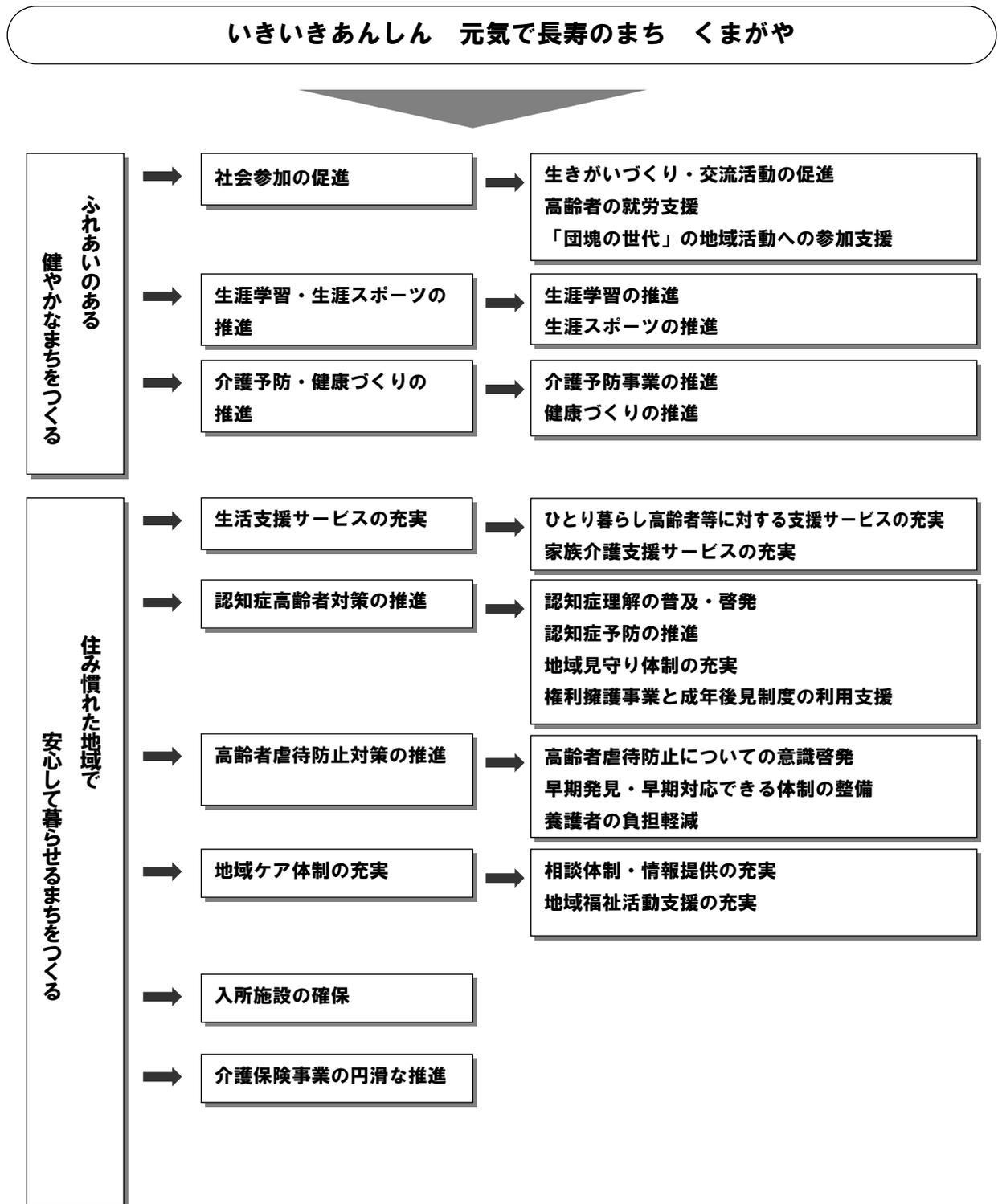
### 目標3 あたたかい心の通うまちをつくる ー地域ケア・支え合い体制の強化ー

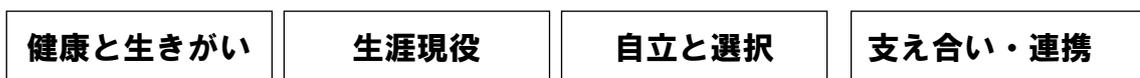
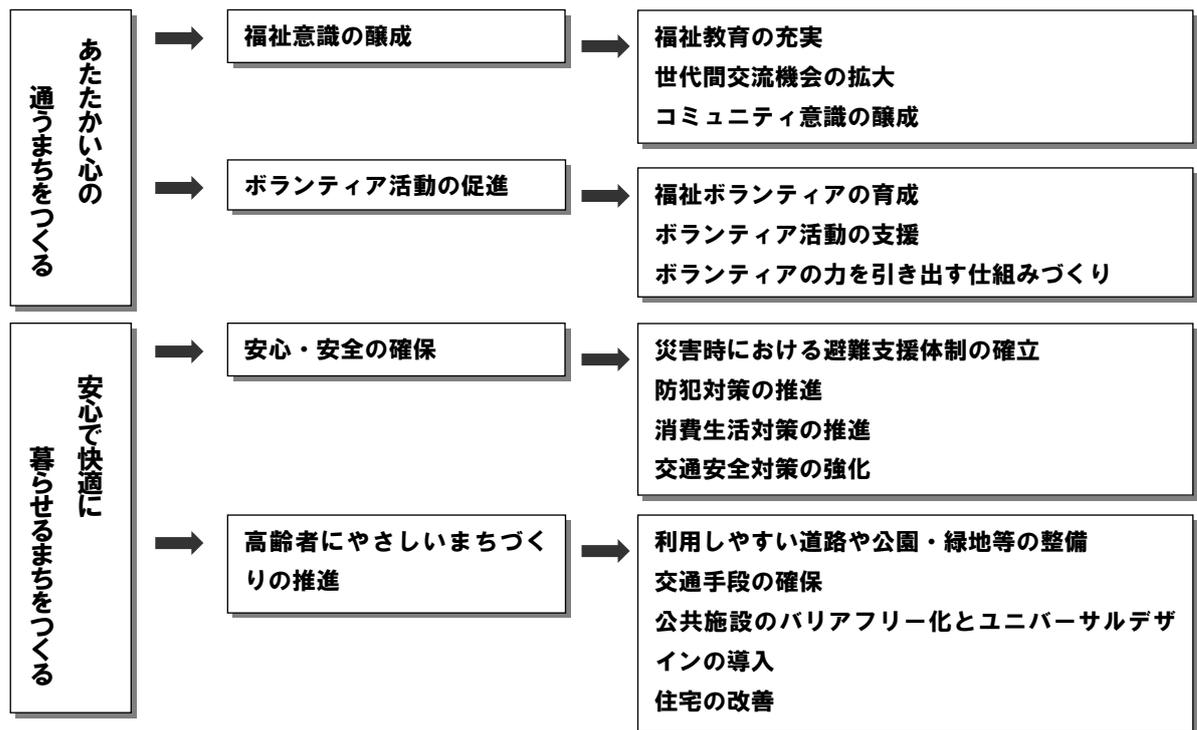
- ・高齢者自身が支える側の人材として活躍しながら、地域全体で支え合い、見守っていく支え合いのまちをつくります。

### 目標4 安全で快適に暮らせるまちをつくる ー住宅・生活環境整備の推進ー

- ・高齢者が社会生活の様々な場面で、安全で快適に暮らせるよう、まちづくりや施設・住居の整備、交通安全、防犯及び防災の対策など、生活環境の整備を進めます。

## 第4節 施策の展開（施策体系）





## 第5節 重点課題

---

施策を展開するなかで、本計画期間において特に重点的に取り組むべき課題を以下のとおりとします。

### 課題1 認知症高齢者対策と高齢者虐待防止の推進

- ・ 認知症予防の推進
- ・ 家族介護支援の充実
- ・ 見守り体制の充実
- ・ 認知症や虐待に対する理解促進
- ・ 地域密着型サービス基盤の強化

### 課題2 介護予防の推進

- ・ 介護予防の推進
- ・ 健康づくりの推進

### 課題3 コミュニティの再生と助け合いづくり

- ・ 世代間交流機会の充実
- ・ コミュニティ施設等の活用
- ・ ひとり暮らし等の見守りネットワークづくり
- ・ ボランティア活動の活性化
- ・ FM局やインターネットを使ったコミュニティの創出

### 課題4 「団塊の世代」の地域参加

- ・ 地域デビュー支援
- ・ コミュニティ・ビジネスの推進

## **課題5 就労支援の充実**

- ・シルバー人材センター支援
- ・コミュニティ・ビジネスの推進

## **課題6 情報提供・相談体制の充実強化**

- ・インターネット等やメディアを活用した多様な情報提供
- ・相談窓口の強化と連携



## 第2部 各論



# 第1章 ふれあいのある健やかなまちをつくる

## 第1節 社会参加の促進

長寿クラブをはじめとした地域活動や就労など、高齢者が積極的に地域社会に参加できる環境を整備します。

### (1) 生きがいきづくり・交流活動の促進

#### 【現況と課題】

高齢者の地域活動については、その中心的組織である長寿クラブの活動の活性化を図るとともに、高齢者の交流の場である老人福祉センターや老人憩の家をはじめ、各地区にある高齢者施設の有効活用がなされる運営の支援を行っています。

長寿クラブについては、近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。また活動を牽引するリーダーが固定化、高齢化してきており、リーダーの育成が課題となっています。

各施設については、平成18年度より指定管理者制度を導入し、市社会福祉協議会や地域の自治会を指定していますが、利用者数の伸び悩みや固定化、施設の老朽化等が顕在化してきており、施設の周知および魅力ある運営により、幅広い高齢者が利用する施設として有効活用を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

長寿クラブを中心とした地域活動の活性化と既存施設の有効活用により、生きがいきづくりと交流活動の促進を図ります。また、ミニFM局やインターネットなどのメディアを活用した交流機会の確保に取り組みます。

さらに、地域活動の主体となっている各種団体同士のつながりの強化や、活動目的を同じにする仲間同士の組織化を支援し、多様な主体による活動の活性化を図っていきます。

#### ■長寿クラブ活動の支援

魅力ある活動と組織づくりが展開できるよう、長寿クラブへの入会促進や活動費に対する助成等により長寿クラブの活動支援を行い、高齢者の社会参加や生きがいきづくりの場を確保していきます。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
クラブ数	クラブ	213	203	見込 195	195
会員数	人	12,884	12,384	見込 11,872	12,000

### ■老人福祉センターの利用促進

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、市内に4か所の老人福祉センターが設置されています。平成18年度より指定管理者制度を導入しており、平成21年度から平成23年度の期間で市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

施設の整備とあわせて、職員の接客技術の向上や積極的なイベントの展開等により、より多くの高齢者にとって魅力ある施設運営に努めます。平成23年度までは、引き続き、市社会福祉協議会を指定管理者として指定していますが、その後のPFI導入等についても検討していきます。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
1日平均利用者数 (4施設合計)	人	471	449	見込 455	500

### ■老人憩の家の利用促進

高齢者の教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、市内に4か所の老人憩の家が設置されています。平成18年度より3施設について指定管理者制度を導入し、平成21年度は1施設について市社会福祉協議会を、2施設について地元自治会をそれぞれ指定管理者に指定しています。

広報等により施設の周知を図るとともに、地元自治会を指定管理者として指定し、地域の高齢者が利用しやすい施設を目指します。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
1日平均利用者数 (3施設合計)	人	38	35	見込 33	40

※1施設については、公民館としての利用もあるため、数に含めないこととします。

### ■複合施設の利用促進

老人憩の家と児童館の複合施設として箱田高齢者・児童ふれあいセンターが設置されています。箱田高齢者・児童ふれあいセンターは、平成21年度から平成23年度の期間で市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。

高齢者と児童とのふれあいを図ることを目的としており、施設としては複合されていますが、高齢者と児童のふれあいが十分とはいえない状況です。

高齢者と児童がふれあう交流機会の創出を進めることで、施設としてさらなる活用を図っていきます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
1 日平均利用者数	人	103	97	見込 91	110

### ■地域活動の促進

地域社会活動の主体である各種団体の連携を図るため、小学校区を単位とした「校区連絡会」を活用し、地域の課題解決に向けた活動の活性化を図ります。

また、環境や地域安全、健康増進など、福祉分野にとどまらない多様な活動を行う団体等の組織化および活動支援を行います。

### ■ミニFM局やインターネット等のメディアの有効活用

大学や商店街等と連携・協働し、ミニFMを開局し、高齢者向け情報をより広く提供する手段として活用するとともに、高齢者自身が運営・制作に携わることにより生きがいづくりや交流促進を図ります。

また、専用のホームページを開設し、番組で紹介した内容を掲載するとともに、リスナーとパーソナリティあるいはリスナー同士の交流の場を設けます。

### ■高齢者向けパソコン教室の開設

パソコンの利用方法やマナー、注意事項等について習得する高齢者向けパソコン教室を開設し、ホームページからの情報収集やメール等のやりとりなどにより地域や社会との交流機会の拡充を図ります。

教室の運営については、地域ボランティア等との協働による推進を検討していきます。

## (2) 高齢者の就労支援

### 【現況と課題】

高齢者の就労支援に関しては、現在、市シルバー人材センターに対して補助金を支出し、その運営を支援しているほか、就労に関するセミナーの開催や各種情報の提供を行い、高齢者の就労機会の確保を図っています。

定年引上げなど 65 歳までの継続雇用に向けた法整備が進められる一方、年金の支給開始時期が段階的に引き上げられており、就労に対するニーズは高くなっています。特に、団塊の世代が定年を迎える時期に来ており、高齢者の能力と意欲に応じた就労

機会の創出は大きな課題となっています。

### 【施策の方向】

引き続きシルバー人材センターの運営を支援するとともに、関係機関と連携・協力しつつ、高齢者の意欲に応じた就労機会の確保・増大を図ります。

特に、新たな就労の場として、地域課題に対してビジネスとして取り組む「コミュニティ・ビジネス」の展開を促進していきます。

### ■シルバー人材センターへの助成

臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業の提供をはじめ、ボランティア活動などさまざまな社会参加を通して高齢者の生きがいを推進している市シルバー人材センターに対し、その運営を支援するため、補助金を支出し、高齢者の意欲と能力、希望するスタイルに応じた多様な就労機会の確保を図ります。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
登録会員数	人	1,404	1,435	見込 1,498	1,700
契約件数	件	8,052	8,381		10,000

### ■高齢者就業支援セミナーの開催

これまで就業機会の少ない高齢者を対象に職業相談や職業紹介を行う高年齢者職業相談室を開設していましたが、国の事業見直しに伴い平成 19 年度に廃止しており、かわって高齢者就業支援セミナーを開催し、高齢者の就業を支援していきます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
開催回数	件	—	1	見込 2	2
参加者数	人	—	26	見込 83	100

### ■就労に関する情報の提供

厚生労働省、埼玉県と連携し、就業情報の提供や各種施策の周知、市役所 1 階ロビーでのハローワーク求人情報の掲示など、高齢者の就業機会の増大を図るための情報をさまざまな媒体や機会を通して提供していきます。

あわせて、高年齢者雇用安定法の改正について周知し、65 歳までの雇用の場の確保を促進します。

## ■コミュニティ・ビジネスの推進

コミュニティ・ビジネスに関する講座の開催や広報等による事例紹介、起業等に向けた相談対応等を行い、地域の課題解決と就労機会の創出を図ります。

### (3)「団塊の世代」等の地域活動への参加支援

#### 【現況と課題】

いわゆる「団塊の世代」とは、昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)に生まれた人たちです。この世代は戦後の高度経済成長を支えてきた世代であり、人口構造的にも高い割合を占めることから、いつの時代においても注目され続けてきました。

この「団塊の世代」が、本計画の最終年度となる平成23年(2011年)には、62歳～64歳となり、定年を迎える人も大勢いることから、企業等から地域に目を向け、積極的に活動に参加することが期待されます。

アンケート調査結果をみると、この年代は近隣との付き合い方が希薄な反面、地域活動への参加意欲は高くなっており、これからの地域づくりの担い手として活躍していくことができるよう取り組んでいく必要があります。

#### 【施策の方向】

「団塊の世代」をはじめ、高齢者が積極的に地域活動に参加することができるようきっかけづくりと機会の確保を図ります。

## ■「団塊の世代」等地域デビュー講座の開催

「団塊の世代」等を対象に、地域活動組織や活動についての紹介や新たな組織化に向けた支援を行うとともに、参加者同士の交流機会の場として、地域デビュー講座を開催します。

## コミュニティ・ビジネスって？

コミュニティ・ビジネスとは、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

その特徴は、

- ①住民が主体となって、
- ②地域に密着した事業展開を図り、
- ③必ずしも利益追求を第一としない ことです。

運営主体は個人やNPO法人、株式会社などさまざまです。

### ■主な活動分野

#### 福祉分野

- ・高齢者福祉(介護サービス、配食サービス、グループホーム)
- ・障害者福祉(障害者介護、障害者の就業支援)
- ・保育(民間保育施設の運営、家庭内保育、ベビーシッター)
- ・健康支援(健康食品の販売、シックハウス対策) など

#### 観光・交流分野

- ・観光(グリーンツーリズム、観光資源活用、自然体験)
- ・交流(交流イベント、国際交流・外国語講座、男女参画、人権擁護) など

#### 文化・芸術分野

- ・文化事業(地域の文化資産活用、勉強会実施)
- ・芸術(地域コンサート・イベント、音楽療法)
- ・スポーツ(地域スポーツクラブ) など

## 第2節 生涯学習・生涯スポーツの推進

---

いつまでも生きがいをもって暮らしていくことができるよう、高齢者が自らの意欲や能力に応じた活動を選択し、活動できる環境の整備を推進します。

### (1) 生涯学習の推進

#### 【現況と課題】

高齢者に対する生涯学習機会として、各公民館で生涯学習講座を開催したり、中央公民館による直実市民大学、妻沼中央公民館によるけやき大学を開設しています。また、各地域において文化祭等を開催し、活動成果の発表の場および鑑賞機会を提供しています。市民の学習ニーズは多様化してきており、それらに応えるよう講座内容を充実していくことが課題となっています。

#### 【施策の方向】

市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を歩むことができるよう、引き続き、学習ニーズに応じた講座等を開催するとともに、学習成果を発表する場を確保し、さらなる生きがいづくりにつなげます。

また、高齢者が持つ知識や能力を地域の生涯学習や体験活動等に活かす機会の充実を図ります。

### (2) 生涯スポーツの推進

#### 【現況と課題】

高齢者が気軽にスポーツを楽しむ機会として、市体育協会、市レクリエーション協会等と連携し、卓球、テニス、バドミントン等のスポーツ教室を開催し、またターゲットバードゴルフ、フラダンス等のレクリエーション種目の初心者講習会を開催しているほか、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ大会を実施し、高齢者の健康づくりと交流機会を提供しています。また、公民館等において体力測定を実施し、自らの体力を把握する機会を提供しています。

#### 【施策の方向】

引き続き、市体育協会や市レクリエーション協会と連携し、高齢者のニーズに応じた各種教室や大会の開催を推進し、スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充を図ります。

また、体力に応じたスポーツ活動と健康づくりを推進するために、体力測定について市民に周知し、参加促進を図ります。

### 第3節 介護予防・健康づくりの推進

---

高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防や健康づくりへの取り組みを支援します。

#### (1) 介護予防の推進

##### 【現況と課題】

介護予防に向けた主な取り組みとして、介護保険事業の枠組みで保険者が主体となって実施する介護予防事業があります。

本市の介護予防事業については、大里広域市町村圏組合が保険者として実施主体となっており、現在、市内4ヶ所の地域包括支援センター運営法人に委託し、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」に向けた取り組みを展開しています。

高齢者の増加とともに、事業に対するニーズが高まってくることから提供体制の確保と効果的なサービス提供が求められます。

##### 【施策の方向】

引き続き、大里広域市町村圏組合および地域包括支援センターと連携しながら、特に介護予防への取り組みが必要な高齢者を把握し、ケアプランに基づいたサービス提供を実施します。

また、一般高齢者を対象として実施する介護予防体操とあわせて栄養改善や口腔ケアに関する講座を開催するなど、より多くの高齢者が参加しやすい実施方法等を検討していきます。

#### (2) 健康づくりの推進

##### 【現況と課題】

高齢者に対する保健事業については、これまで老人保健法に基づいて実施されてきましたが、同法の廃止に伴い、高齢者医療確保法および健康増進法を根拠法に実施されることとなりました。また、介護保険法により、65歳以上の高齢者を対象に生活機能評価を実施するなど、各種保健事業の所管が複数になることから、関係機関がこれまで以上に連携し、高齢者の健康を支えていく必要があります。

高齢者の健康づくりを支援するサービスとして、マッサージや公衆浴場、熊谷運動公園屋内プール（アクアピア）等の利用に対して助成を行っています。各種サービスに関しては、高齢者の健康づくりに寄与しているものの、地域や状況によって利用しにくい場合があるなど、対象者や実施方法等を検討していく必要があります。

また、健康増進法に基づいて「熊谷市健康増進計画（健康熊谷21プラン）」が平成20年度を初年度として策定されており、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを支

援しています。

### 【施策の方向】

高齢者の健康づくりを支援するサービスに関しては有効かつ公平性を保つ観点から提供対象や実施方法等について検討しながら実施していきます。また、健康熊谷 21 プランについても広く市民に周知しながら推進していきます。

#### ■敬老マッサージ・鍼灸サービス事業

鍼灸院などでマッサージや鍼灸が受けられる利用券を発行します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
申請件数	件	912	968	見込 1,288	1,400

#### ■健康入浴事業

高齢者の健康と衛生を保持し、福祉の増進を図るため、公衆浴場の入浴料金の一部を助成します。

高齢者の外出のきっかけづくりや交流促進にもつながることから、老人福祉センターの浴場など利用できる対象施設・サービスの拡大等について検討していきます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
申請件数	件	1,345	1,309	見込 1,240	1,300

#### ■アクアピア無料利用券交付事業

高齢者の健康づくりに資することを目的として、アクアピアの無料利用券を交付します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
申請件数	件	1,345	1,309	見込 1,240	1,300

#### ■健康熊谷 21 プランの推進

計画内容の周知を図り、市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取り組みを推進

するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、食生活の改善や運動への取り組み、健康管理等について実践していくための支援を行っていきます。

## 健康熊谷 21 フランの骨子

### ■基本理念

「だれもが安心して健康でらせるまち くまがや」

### ■基本目標

- ①生活習慣病の予防    ②健康寿命の延伸    ③生活の質の向上

### ■7つの分野と目標

#### 食生活

- ・・・楽しく食事をしよう
- 自分の食生活を見直そう

#### 身体活動・運動

- ・・・生活の中で積極的にからだを動かそう

#### 休養・こころの健康づくり

- ・・・心身の疲労をためないように休養をとろう
- 上手にストレスを解消しよう

#### たばこ

- ・・・喫煙による健康への影響について知ろう
- 未成年者の喫煙をなくそう
- 公共施設や人の集まる場所で禁煙・分煙を徹底しよう

#### アルコール

- ・・・節度ある適正な飲酒を心がけよう
- 未成年者の飲酒をなくそう

#### 歯の健康

- ・・・乳幼児・学童期のむし歯予防をしよう
- 成人期の歯周病を予防し、歯の喪失を防ごう

#### 健康管理

- ・・・健（検）診を受け、結果を生活に生かそう

## 第2章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

### 第1節 生活支援サービスの充実

日常生活上の援助を必要とする在宅の高齢者に対する生活支援サービスの充実を図ります。

#### (1) ひとり暮らし高齢者等に対する支援サービスの充実

##### 【現況と課題】

本市におけるひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯は年々増加し、全世帯に占める割合も増加してきています。現在、高齢者の生活支援とあわせて安否確認を目的として各種サービスを展開していますが、高齢者の増加に伴って支援が必要な高齢者の増加が予想されることから、事業所等の協力を得ながら、サービス提供体制の確保が課題となります。

##### 【施策の方向】

民生委員・児童委員をはじめ関係機関等と連携し、支援が必要な高齢者の把握に努めながら、適切なサービス提供がなされる体制を確保していきます。

#### ■配食サービス

虚弱なひとり暮らし等高齢者で、自分で食事のしたくをすることが困難な高齢者に昼食を自宅まで配達し、日常の安否確認と生活の質の向上を図ります。

利用者のニーズを把握しながら、サービスの拡大を検討するとともに、在宅における「食」の自立支援の観点から、低栄養に陥りやすいひとり暮らし高齢者等の栄養改善に重点を置いたサービス提供に努めます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	人	1,181	1,312	見込 1,386	1,600
配食数	食	16,019	17,176	見込 18,048	22,000

#### ■ふとん乾燥サービス

寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者等を対象に、専門業者に委託してふとん乾燥を行うサービスです。サービス利用が必要な高齢者の把握に努めつつ、適切なサービス提供を実施していきます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
登録者数	人	40	43	見込 38	40

#### ■軽度生活援助

在宅で生活する高齢者に対して、軽易な日常生活の支援を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への移行又はその進行を防止します。

虚弱高齢者の自立支援に重点を置いて取り組んでいきます。また、高齢者の就労支援も兼ね、市シルバー人材センターに業務委託して実施します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
延べ利用者数	人	1,225	1,188	見込 1,422	1,600
延べ利用時間	時間	3,244	3,403	見込 3,840	4,600

#### ■日常生活用具の給付

防火等の配慮が必要な高齢者に対し、電磁調理器を給付します。低所得者については、火災警報器や自動消火器についても給付します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
給付件数	件	1	5	見込 46	17

#### ■緊急時通報システムの設置

在宅で生活する高齢者に対して、緊急ボタンを押すことで消防署に連絡が入り、救急活動が受けられる通報機器を貸し出すことで、急病又は事故等の緊急事態への対処など生活の安全を確保するとともに、日常生活における不安の解消を図ります。

利用者の視点に立ち、使いやすい機器の計画的な導入・更新を図っていきます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
新規登録世帯	世帯	16	44	見込 80	100
設置累計台数	台	343	357	見込 390	450

## ■福祉電話の給付

電話を設置できず、連絡手段がないなどの不安を抱える高齢者等を対象に、電話機を貸与し、その基本料金を助成します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	人	0	1	見込 3	3

## (2) 家族介護支援サービスの充実

### 【現況と課題】

高齢化の進展に伴って、在宅で介護する家族も高齢化が進み、介護者の身体的、精神的、経済的負担が大きくなっています。現在、寝たきり高齢者等を介護している家族等に対して手当等の支給を行っていますが、今後は、大里広域市町村圏組合と連携し、介護保険の枠組みも使いながら、介護者の精神的負担の軽減を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

家族による在宅での介護を支援し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくことができる環境づくりを推進していくためにも、介護する家族等に対する支援を充実していきます。

## ■ねたきり老人等介護者手当支給事業

寝たきりの高齢者等を在宅で介護する家族に対し、その労をねぎらう観点から手当を支給します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
受給者数	人	241	259	見込 269	290

## ■紙おむつ給付事業への補助

在宅の高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減するため、社会福祉協議会が実施する紙おむつ給付事業に対して補助金を交付します。

## ■家族介護支援事業

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合が実施する家族介護支援事業について、組合および地域包括支援センターと連携しながら実施し、在宅で高齢者を介護する家族等の精神的負担の軽減を図ります。

## 第2節 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症への正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

### (1) 認知症理解の普及・啓発

#### 【現況と課題】

認知症高齢者は今後も増加することが予想され、認知症高齢者の権利と尊厳を守るため、また介護する家族等の負担を軽減するためには、地域全体で認知症高齢者について理解していくことが必要です。現在、認知症への理解を深める取り組みとして、「認知症サポーター養成講座」を社会福祉協議会と連携して開催しています。より多くのサポーターを養成していくためにも、講師役を担う「キャラバン・メイト」の養成・確保が課題となります。

#### 【施策の方向】

地域全体で認知症を支えることができるよう、医療機関とも連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動を推進するとともに、認知症サポーター養成を促進し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指します。

#### ■認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座を社会福祉協議会と連携して開催していきます。

さらに、養成講座修了者である「認知症サポーター」の中から地域での活動を牽引するリーダーを育てていきます。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
養成講座開催回数	回	—	1	見込 1	5
市内サポーター数	人	—	193	見込 400	1,000

#### ■認知症キャラバン・メイト養成研修への参加促進

市職員および市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバン・メイトの確保に努めます。

## (2) 認知症予防の推進

### 【現況と課題】

アンケート調査によると、認知症予防について知りたい高齢者の割合が高いことがわかります。認知症高齢者の増加抑制および高齢者の認知症に対する不安軽減のためにも、認知症予防のための教室・講座等を開催していくことが必要です。

### 【施策の方向】

地域包括支援センター、各関係機関等と連携しながら、認知症予防に向けた教室を開催していきます。また、各種健診等により認知症予防の取り組みが特に必要とされる高齢者の把握につとめ、認知症予防プログラムへとつなげるしくみを検討します。

## (3) 地域見守り体制の充実

### 【現況と課題】

現在、認知症高齢者を見守る取り組みとして、前述の認知症サポーター養成のほか、徘徊癖のある高齢者の早期発見・保護のためのサービスを提供しています。また地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係機関と連携しながら、認知症に関する相談を電話や窓口等で受け付けています。

認知症高齢者を介護する家族の負担は大きく、虐待につながるケースも見られることから、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、介護者の負担を軽減するとともに、地域全体で見守ることが必要です。

### 【施策の方向】

関係機関の連携強化により、認知症に関する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護等により地域の見守り体制の充実を図ります。

### ■相談支援体制の強化

これまで同様に関係機関と連携しながら、各相談窓口のほか、電話相談や健康相談等において保健師等が個別に相談に応じるとともに、介護者に対応の仕方や居宅サービスの利用方法等をアドバイスしていきます。

### ■要援護高齢者等支援ネットワーク

関係機関及び地域に密着した事業者等により構成される「要援護高齢者等支援ネットワーク」について、ネットワーク構成員の拡大を図りつつ、定期的な会議の開催等により、ネットワーク構成員の役割や情報提供を行っていきます。また、組織の中心

となる市及び地域包括支援センターの連携を深め、より実効性のあるネットワークの確立を目指します。

#### ■徘徊高齢者探索サービス

小型発信機の携帯により認知症高齢者の位置を探索して家族等に通知し、家族が保護できない場合は、依頼により現場での保護を行うサービスを専門業者に委託して実施し、サービス費用の一部を助成します。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
新規設置件数	件	1	2	見込 5	10

### (4) 権利擁護事業と成年後見制度の利用支援

#### 【現況と課題】

判断の能力が十分でない認知症等の高齢者の権利を守る取り組みとして、福祉サービスの利用援助を行うとともに、成年後見制度の利用が必要な場合は、その申立に要する費用の一部を助成しています。

各種制度に対する認知度が低く、市民への周知をあわせて、制度の利用が必要な高齢者の把握に努め、利用を促していく必要があります。

#### 【施策の方向】

認知症高齢者をはじめ、権利行使に不安のある高齢者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、関係機関との連絡調整を図りながら制度の周知と利用促進を図ります。

#### ■成年後見制度利用支援事業

重度の認知症により判断能力が十分でなく、成年後見人等がないことで介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者を対象に、成年後見等開始審判申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

#### ■日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

社会福祉協議会が実施する認知症高齢者等、判断能力に不安を持った方に対し、日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて、制度を周知するとともに、利用が必要と思われる高齢者をサービス利用へとつなげていきます。

## 認知症サポーター100万人キャラバン

厚生労働省は、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、「認知症サポーター100万人キャラバン」を実施しています。

キャラバン・メイトは、都道府県や市町村が実施する養成研修を受けることにより「認知症サポーター養成講座」の講師役となっていく人たちです。

平成20年12月10日現在で、全国で28,514人のキャラバン・メイトが養成されています。

### 【受講対象者】

- 認知症介護指導者養成研修修了者
- 認知症介護実践リーダー研修（認知症介護実務者研修専門課程）修了者
- 介護相談員
- 社団法人 認知症の人と家族の会 会員
- 上記に準ずると自治体等が認めた者
  - ・行政職員（保健師、一般職等） ・地域包括支援センター職員
  - ・介護従事者（ケアマネジャー、施設職員、在宅介護支援センター職員等）
  - ・医療従事者（医師、看護師、薬剤師等） ・民生委員・児童委員
  - ・その他（ボランティア等）

### 第3節 高齢者虐待防止対策の推進

---

高齢者虐待の早期発見・早期対応をするための体制の充実強化および高齢者虐待の防止に向けた普及啓発を行うとともに、介護者等の負担軽減により発生防止に努めます。

#### (1) 高齢者虐待防止についての意識啓発

##### 【現況と課題】

高齢者虐待の防止に向け、「高齢者虐待防止法」が平成18年4月に施行されました。その中で、市民の責務として、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない努力義務を負うことが示されていますが、アンケート調査では、同法の認知度は低く、十分周知されていない状況です。

##### 【施策の方向】

広報やパンフレットの配布等を通じて、高齢者虐待防止法を周知していきます。あわせて、虐待にあたる行為や虐待の原因等について周知を図り、高齢者虐待に対する市民の意識を高めます。

#### (2) 早期発見・早期対応できる体制の整備

##### 【現況と課題】

平成19年度に地域の関係機関等による「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、定期的に全体会議を開催し、ネットワークを強固にするとともに随時ケース会議を開催しています。市民への周知および協力体制により、さらに早期発見・早期対応できる体制づくりが必要です。

また、ネットワークの役割が「要援護高齢者等支援ネットワーク」と重複するところがあり、両ネットワークの連携および役割分担を明確にしつつ、総合的な支援が行える体制づくりが課題となっています。

##### 【施策の方向】

高齢者虐待を早期に発見し、虐待の深刻化を防ぐためには、地域の関係機関の連携強化が重要であることから、さらなる関係機関の連携により、相談体制及び緊急対応の整備を強化するとともに、市民の通報努力義務の周知により、早期発見・早期対応に地域全体で取り組む体制づくりを進めます。

### (3) 養護者の負担軽減

#### 【現況と課題】

「高齢者虐待防止法」では、認知症高齢者等を養護する家族等への支援についても言及しています。これは、被虐待高齢者のうち認知症日常生活自立度がⅡ以上の高齢者が4割以上を占めていたという調査結果を踏まえたもので、市町村に対して養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言等を講ずるものとしています。

現在、高齢者虐待に関する相談については主に地域包括支援センターで受け付けています。

#### 【施策の方向】

認知症に対する正しい知識の普及や対応方法の習得支援等による介護負担の軽減等により、高齢者を養護する家族等の負担軽減を図り、虐待防止につなげます。

#### 高齢者虐待防止法とは

高齢者虐待の防止に向け、平成18年4月に施行された法律で、虐待の発見、通報、保護等に加え、養護者に対する支援も盛り込まれています。市民には、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない努力義務が課され、市町村には、関係機関との連携強化や職員研修、市民への啓発等の責務が示されています。

##### ■ 高齢者虐待とは（例）

- ・ 身体的虐待・・・暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・ ネグレクト・・・意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
- ・ 心理的虐待・・・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること
- ・ 性的虐待・・・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ・ 経済的虐待・・・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

##### ■ 国・地方公共団体の責務

- ・ 関係機関及び民間団体の連携強化等による体制の整備
- ・ 関係機関の人材確保および資質の向上に向けた取り組み
- ・ 高齢者虐待にかかる通報義務や救済制度等についての広報・啓発活動

##### ■ 高齢者虐待を発見した者の通報義務

- ・ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない
- ・ その他の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない

## 第4節 地域ケア体制の充実

---

誰もが必要なときに必要なサービスを利用できる総合的な地域ケア体制の充実を図ります。

### (1) 相談体制・情報提供の充実

#### 【現況と課題】

要援護高齢者やその家族が抱える諸問題については、要援護高齢者支援ネットワークの連携により対応していますが、おもな相談窓口となっている地域包括支援センターや在宅介護支援センターの認知度は低く、その周知が必要です。

情報提供については、市の広報が主な媒体となっており、また近年ではホームページから入手する高齢者の割合も増加してきています。しかしながら、これらの媒体を利用することができない高齢者も多く、必要な情報を提供し、適切なサービスや制度の利用へとつなげていくためにも、援護が必要な高齢者の把握に努め、市側から積極的に情報提供していく体制が必要です。

#### 【施策の方向】

高齢者やその家族等が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。また、高齢者やその家族等におけるさまざまな問題に対し、迅速に対応できる体制を強化するため、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心に要援護高齢者等支援ネットワークの構成員の役割を明確にし、十分機能していくことのできる体制の整備を図ります。

#### ■地域包括支援センター等との連携

現在、熊谷市には5か所の地域包括支援センターおよび5か所の在宅介護支援センターが設置され、その運営を社会福祉法人等に委託しています。今後も、地域ケア体制の中核機関として機能の充実を図るよう運営支援していくとともに、市民に対してさまざまな媒体・機会を通してその存在や機能について周知していきます。

また、定期的な連絡会や困難事例等のケース検討会等を開催し、連携を強化しながら要援護者の支援にあたっていきます。

#### ■要援護高齢者等支援ネットワーク（再掲）

関係機関及び地域に密着した事業者等により構成される「要援護高齢者等支援ネットワーク」について、ネットワーク構成員の拡大を図りつつ、定期的な会議の開催等により、ネットワーク構成員の役割や情報提供を行っていきます。また、組織の中心となる市及び地域包括支援センターの連携を深め、より実効性のあるネットワークの確立を目指します。

## ■高齢者データベースの活用

市の事業として行っている各種高齢者福祉サービス、要援護高齢者、紙ベースで管理している各種台帳等について、個人情報保護等に十分配慮しながら、一括管理できるシステムの構築を進め、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスにつなげることができる相談機能の充実を図ります。

### 熊谷市内の主な相談窓口

高齢者の保健福祉に関する相談は、主に以下の窓口で受け付けています。

#### ■市

- 福祉部長寿いきがい課
- 行政センター（大里、妻沼、江南）

#### ■県

- 大里福祉保健総合センター
- 熊谷保健所

#### ■地域

- 地域包括支援センター（5か所）
- 在宅介護支援センター（5か所）
- 熊谷市社会福祉協議会（熊谷、大里、妻沼、江南）
- あんしんサポートねっと（熊谷市社会福祉協議会）
- 地区民生委員・児童委員
- 地域の医療機関
- まちかど介護相談薬局
- 地域の介護保険事業者 等

## (2) 地域福祉活動支援の充実

### 【現況と課題】

地域には社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、さまざまな機関・団体が、援護が必要な高齢者を支援するための活動を行っています。市では、これらの活動を支援していくとともに、市と機関・団体あるいは機関・団体同士の交流、ネットワーク化を促進し、連携・協力による事業推進を図っています。

平成 19 年度から 20 年度にかけて「地域福祉計画」を策定しており、今後はその内容に沿って計画的に地域福祉活動の推進を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

地域福祉計画に基づき、地域で活動する各種機関・団体等が行う活動に対してさまざまな視点から支援を行い、活動の活性化を図るとともに、各種機関・団体同士のネットワークづくりの促進と市との連携体制の強化を図ります。

#### ■熊谷市社会福祉協議会の活動支援

各種在宅福祉サービスを提供するとともに、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を行い、地域福祉の中核的役割を担っている市社会福祉協議会に対して助成を行い、自主的な活動の充実を図るとともに、連携を緊密にしていきます。

#### ■民生委員・児童委員活動支援

地域の高齢者の状況を把握しつつ、相談や助言、サービスに関する情報提供等を行っているほか、市等が実施する事業等への協力等も行っている民生委員・児童委員に対し、その活動に必要な情報について研修等を通して提供していきます。

#### ■地域福祉活動ネットワークの構築

自治会、長寿クラブ、婦人会など地域の各種団体等が行う地域の高齢者が安心して暮らしていくことができるための自主的な活動に対して以下の支援を行い、その活性化を図ります。

- ①地域福祉基金の活用
- ②各種団体代表者の交流機会の確保
- ③民生委員・児童委員協議会との連携
- ④地域住民への認知症やその予防に関する知識の普及啓発 など

## ■地域福祉計画の推進

平成 21 年度を初年度とする地域福祉計画について、その着実な推進を図ります。また、その内容について市民や関係機関・団体に対して周知し、地域全体で高齢者を支えるために主体的に行動する気運の醸成と活動の活性化を促します。

### 熊谷市地域福祉計画の骨子

#### ■基本理念

「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや」

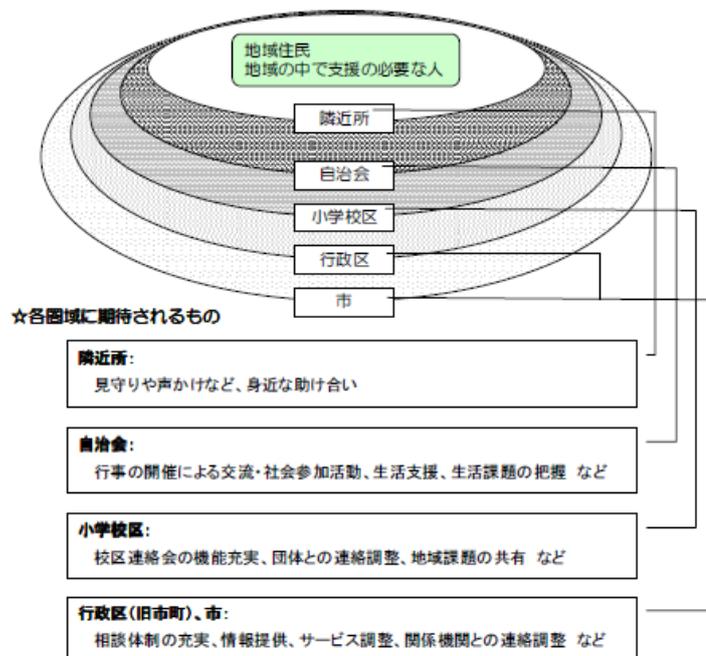
#### ■計画の目標

- 1 市民参加による地域福祉の推進
- 2 地域ネットワークによる支え合いの構築
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進
- 4 安全で安心できる生活環境の実現

#### ■計画の基本的視点

- 1 市民の主体的な参加
- 2 地域の生活課題の発見
- 3 生活課題に応じた圏域の設定
- 4 共に生きる社会の形成

#### ■重層的な圏域の設定



## 第5節 入所施設の確保

---

### 【現況と課題】

居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場として、本市には養護老人ホームおよび生活支援ハウスが設置されています。

身寄りのないひとり暮らし高齢者が増加し、また虐待による緊急保護的な対応が必要なケースも増えてきており、高齢者の状況に応じて安心して過ごすことのできる生活拠点の確保は欠かせません。

### 【施策の方向】

引き続き、居宅において生活することが困難な高齢者等の生活の場となる入所施設の確保に努めます。

#### ■養護老人ホーム

身体や精神、環境や経済的な理由等により、居宅で生活することが困難な高齢者を入所措置します。

#### ■生活支援ハウス

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の高齢者で、家族による援助が困難で、独立して生活するのに不安のある高齢者が入所する施設です。

## 第6節 介護保険事業の円滑な推進

---

### 【現況と課題】

介護保険事業については、平成15年度より、大里広域市町村圏組合が保険者として実施しています。

### 【施策の方向】

必要な人に必要なサービスが適切に提供できるよう、引き続き、大里広域市町村圏組合および構成市町と協力しながら、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

### ■推進体制

事業の円滑な推進を図るための体制整備を図ります。

- ①介護保険運営協議会
- ②地域密着型サービス運営委員会
- ③地域包括支援センター運営協議会
- ④構成市町との連携

### ■介護給付の適正化

介護保険事業を適正に運営していくため、計画に基づいた介護給付等の適正化への取り組みを推進します。

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアマネジメント等の適正化
  - 1) ケアプランチェック
  - 2) 住宅改修の審査
  - 3) 認定調査票の基本調査と給付実績を活用したチェック
- ③事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
  - 1) 指導・監査
  - 2) 県が実施する実地指導への同行
  - 3) サービス利用者に対する介護給付費通知の発送
  - 4) 介護と医療との突合・縦覧点検
  - 5) サービス提供事業所への一斉点検
- ④第三者行為求償事務
- ⑤制度の周知

## ■サービス基盤の確保及び資質の向上

サービス提供事業者との連携体制を強化し、サービスに対する需要及び供給体制についての情報交換機会の充実を図るとともに、適切で質の高いサービスが提供されるように努めます。

- ①サービス提供事業者等との連携体制の整備
- ②事業者による介護サービス情報の公表
- ③第三者評価の推進

## ■計画の進捗管理

介護保険事業計画をホームページ、冊子の配布を通して公表します。また、計画の達成状況を点検し、結果に基づいて対策を検討します。

- ①介護保険事業計画の公表
- ②達成状況の点検・評価

## 第3章 あたたかい心の通うまちをつくる

### 第1節 福祉意識の醸成

福祉に対する理解の促進を図るための福祉教育を推進するとともに、さまざまな交流のなかから相手を思いやる心の醸成を図ります。

#### (1) 福祉教育の充実

##### 【現況と課題】

福祉教育の一環として、市内小中学校が社会福祉協力校となり、各校の創意工夫により計画をたてて、高齢者に昔の遊びを教わったり、目の不自由な人の講演を聞いたりするなどの社会福祉体験を行っています。

##### 【施策の方向】

引き続き、各小中学校が社会福祉協力校となって、さまざまな福祉体験を通して社会奉仕の精神を養うとともに、地域社会との関連を深め、温かい思いやりの心を培います。

#### (2) 世代間交流機会の拡大

##### 【現況と課題】

高齢者と幼児との交流機会として、市内の民間保育所では地域の高齢者を招待した季節の行事や老人ホームの訪問など、地域の需要に応じた地域交流事業を実施しており、市は活動に対して補助を行っています。

今後は、保育所に限らずより幅の広い世代間交流機会を創出していく必要があります。

##### 【施策の方向】

幼児や小中学生等と地域の高齢者との交流機会の拡大を図り、相手を思いやる心の醸成を図ります。

また、自治会や長寿クラブ、各種サークル等と連携を図りながら、さまざまな行事や地域の伝統文化の承継等を通じた世代間交流機会を創出していきます。

### (3) コミュニティ意識の醸成

#### 【現況と課題】

アンケート調査結果からは、近隣関係の希薄化がうかがえ、特に 55 歳から 64 歳の若年層にその傾向が強くなっています。一方、これらの層では地域活動への参加意向も高くなっており、特に、地域活動団体ではその活動を牽引するリーダー層の高齢化および固定化が進んでおり、団塊の世代を中心により幅の広い参加による地域活動を通じて、コミュニティ意識の醸成とつながりの強化を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

既存自治組織によるコミュニティ活動を支援し、その活性化を図るとともに、コミュニティの重要性についての意識啓発を行います。

#### ■自治会活動支援

最も身近なコミュニティ組織である自治会の活動を支援し、活動を通じたコミュニティ意識の醸成と近隣同士のつながりの強化を図ります。

#### ■施設等の有効活用

公民館や集会所、老人憩の家といった地域資源施設をコミュニティ活動の拠点として有効活用できるよう、その管理運営体制について検討していきます。

#### ■「団塊の世代」等地域デビュー講座の開催（再掲）

「団塊の世代」等を対象に、地域活動組織や活動についての紹介や新たな組織化に向けた支援を行うとともに、参加者同士の交流機会の場として、地域デビュー講座を開催します。

## 第2節 ボランティア活動の促進

---

ボランティア活動が円滑かつ活発に展開されるよう、福祉ボランティアの育成を推進するとともに、ボランティアに携わる人や団体等の活動支援を行います。

### (1) 福祉ボランティアの育成

#### 【現況と課題】

ボランティア活動の推進については、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、活動の場を提供し、またボランティアをしたい人と支援が必要な人とのコーディネーターとしての役割を果たすほか、活動における心構えや活動方法等について学ぶ講習の開催や指導等を行っています。

ボランティア活動を行う主体が固定化、高齢化してきており、幅広い活動の担い手の確保が課題となっています。

#### 【施策の方向】

熊谷市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの活動を支援し、潜在的なボランティアの掘り起こしとその組織化を推進します。

### (2) ボランティア活動等の支援

#### 【現況と課題】

ボランティア活動は、その主体や活動内容が多様化しており、NPOや有償ボランティア等により、さまざまな活動がなされています。

こうした活動を支援するため、市では平成19年3月に市民活動支援センターを開設し、活動拠点として活用されています。また、社会福祉協議会では、地域福祉活動を行う団体等に対して助成を行うなど、活動の活性化に向けた支援を行っています。

市民活動支援センターと社会福祉協議会との連携および役割分担により、地域全体で市民による多様で主体的な活動を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報提供や活動機会・拠点の提供、財政的支援など、ボランティア団体やNPO等が行う主体的な活動を支援します。

また、福祉施設や企業も含めた、さまざまな活動主体が連携・協働して活動する機会の創出を検討していきます。

### (3) ボランティアの力を引き出す仕組みづくり

#### 【現況と課題】

ボランティア活動を継続して実施していくためには高いモチベーション（動機付け）が必要です。それらは地域社会への貢献意識や活動に対する評価、あるいは対価を求めたりと人それぞれですが、何らかのモチベーションを市民が持つしくみづくりが必要です。

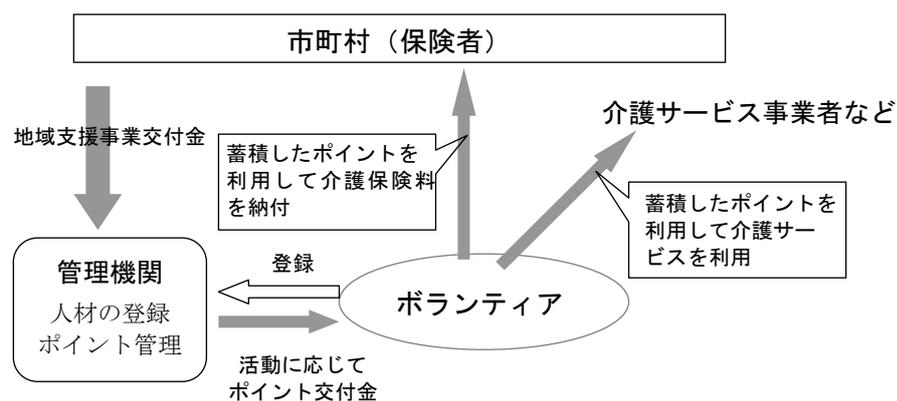
#### 【施策の方向】

介護支援ボランティア制度や共助のしくみなど、ボランティア活動に対するモチベーションを創出する制度、しくみについて、先進事例等も含めて研究・検討し、本市にふさわしい制度、しくみの検討を行います。

#### 介護支援ボランティア制度とは

地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、付与されたポイントを介護保険料や介護サービス利用料に充当できる制度です。東京都稲城市が構造改革特区として要望したことを契機に、第4期より介護保険制度における地域支援事業に組み入れられました。

#### ■実施スキームの一例



## 第4章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

### 第1節 安心・安全の確保

高齢者が地域で安全かつ安心して生活できるよう、関係機関との連携を図りながら、安心・安全に関する正しい知識の普及と意識啓発、いざというときの支援体制の整備を推進します。

#### (1) 災害時における避難支援体制の確立

##### 【現況と課題】

本市では、近年大きな災害がないため、市民の防災意識が希薄であり、自主防災組織率をみても県平均に比べて低水準となっています。

いざというときにひとりで避難できない高齢者も多く、そうした災害時要援護者について、関係機関と連携を図りながら把握し、状況に応じた避難支援体制を検討していく必要があります。

情報伝達については、旧市町の防災無線の統合および受信所の増設や全国瞬時警報システムの整備、携帯電話でのメール配信や自動販売機のメッセージボード設置等を進めていますが、高齢者に配慮した情報伝達手段を検討していく必要があります。

##### 【施策の方向】

自主防災組織の結成および活動支援を図るとともに、災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握に努め、関係機関および地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。

また、防災意識の啓発や高齢者に配慮した情報伝達手段の検討により、災害時の避難において適切な判断と迅速な避難行動等が取れるよう支援します。

#### ■災害時要援護者の把握

関係機関等と連携し、個人情報保護に配慮しながら、高齢者の実態把握や情報共有を図り、いざというときの高齢者の安全確保に努めます。

#### ■自主防災組織の充実

災害発生時の地域住民による迅速な避難・救助活動が行えるよう、地域住民による自主防災組織の結成および活動促進を図り、防災体制の強化と住民相互の連帯意識の醸成に努めます。

#### ■防災意識の啓発

浸水や地震の危険予測を表したハザードマップの作成・配布や地域での防災説明会

等により、防災に関する知識の普及と防災意識の啓発に努めます。

#### ■情報伝達体制の強化

防災行政無線の受信所の増設を計画的に推進します。また、高齢者に配慮した多様な情報伝達手段の活用について検討していきます。

## (2) 防犯対策の推進

### 【現況と課題】

近年、振り込め詐欺をはじめ、高齢者を狙った犯罪が増えてきています。

高齢者に対する防犯対策として、主に地域の自治会の要望に応じて防犯教室を開催し、地域における自主防犯組織の活動を支援し、地域の高齢者を見守る体制の整備を推進してきました。今後は、地域での見守り体制に加え、高齢者自身が自ら犯罪から身を守ることができるための取り組みを推進していく必要があります。

### 【施策の方向】

関係機関との連携を図りながら、自治会や長寿クラブ等に対して防犯教室を周知し、要望に応じて開催することで、高齢者が巻き込まれやすい犯罪に対する啓発を行います。

## (3) 消費生活対策の推進

### 【現況と課題】

アンケート調査によると、悪質商法に対して不安を感じる高齢者は半数近くにのぼり、実際に被害にあったり勧誘されたことがある人も1割以上となっています。

現在、消費生活対策として市民相談室において消費生活相談を受け付けているほか、消費生活相談員による講座の開催や市報、ホームページ、防災行政無線等により広報活動を行い、悪質商法等に対する理解促進と注意喚起を図ってきました。

### 【施策の方向】

消費生活の相談窓口の連絡先を知らない高齢者も多いことから、その周知を図りつつ、わかりやすい説明を行うとともに、高齢者の家族や関係機関等に対しても消費者問題への理解を促し、消費生活における高齢者の利益と権利の擁護に努めます。

#### **(4) 交通安全対策の強化**

##### **【現況と課題】**

高齢者人口の増加により、高齢者が交通事故の被害者となるばかりでなく、加害者となるケースが増加しています。

現在、市内の公民館や長寿クラブ等に対し、交通安全教室を実施しているほか、長寿クラブ連合会に交通安全教室の開催を依頼し、交通安全意識の高揚を促進していますが、こうした活動に参加していない高齢者への意識喚起が課題となっています。

##### **【施策の方向】**

高齢者が交通事故等に巻き込まれないよう、引き続き、高齢者に対して交通安全に関する啓発活動を行うとともに、高齢者をいたわる交通マナーの習得と向上を図るための交通安全教室を開催していきます。

地域とのつながりが少ない高齢者に対しても訪問活動等を行っていきます。

## 第2節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

---

ノーマライゼーションの考えに基づき、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。

### (1) 利用しやすい道路や公園・緑地等の整備

#### 【現況と課題】

高齢者等の移動の利便性と安全性の向上を図ることを目的として、現在、駅周辺の歩道や公園・緑地の入り口のバリアフリー化を進めています。

バリアフリー化事業の推進においては財政的負担が大きいため、費用対効果や優先順位等を検討したうえで計画的に推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

引き続き、計画的にバリアフリー化を推進するとともに、放置自転車をなくす、公園サポーターによる美化緑化運動を展開するなど、ソフト面において高齢者等が利用しやすい公共空間づくりを市民との協働により推進していきます。

### (2) 交通手段の確保

#### 【現況と課題】

交通不便地域における高齢者等の市民の移動制約者の移動手段の確保と公共施設利用者、来街者等の利便性の向上を図るため、市内循環バスを運行しています。

#### 【施策の方向】

低床スロープ付き市内循環バスの導入をすすめるとともに、利用ニーズを把握しつつ、運行路線や時刻の見直しを行います。

また「地域公共交通会議」を設置し、市内循環バスを含めた本市全体の公共交通のあり方について議論していきます。

### (3) 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入

#### 【現況と課題】

埼玉県福祉のまちづくり条例では、ノーマライゼーション・バリアフリーの理念のもとに、すべての住民が安心して生活し、かつ等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、施設のバリアフリー化の整備基準を定めるとと

もに、生活関連施設の新築にあたっての届出の手続き等を定めており、本市も同条例に即したバリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を進めています。

#### 【施策の方向】

既存の公共施設について、段差の解消やエレベーター、スロープ、手すりの設置などを進めます。また、公益性の高い施設の新築にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいてユニバーサルデザインの導入を促進します。

### (4) 住宅の改善

#### 【現況と課題】

市営住宅に関しては、昭和40～50年代に建設された住宅は老朽化が進んでいるため、大規模な改修や住戸改善が必要となっています。

また、個人住宅に関しては、高齢者仕様への改善に際し、必要な資金の貸付を行っていますが、ここ数年は申し込み件数も少なく、制度の周知および貸付要件の緩和等の検討により利用促進を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

市営住宅の高齢者向け住宅の整備を進めるとともに、個人住宅のバリアフリー化と耐震化の促進を図ります。

#### ■高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業

高齢者等が住みやすい住宅とするために、増築、改築または改造する場合に必要な資金の貸付を無利子にて行います。

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
貸付件数	件	0	1	見込 3	6

## 第5章 計画の推進体制

### 第1節 推進体制の整備

庁内推進体制を確立するとともに、広域行政および国・県との連携および役割分担により、計画の円滑な推進を図ります。

#### (1) 庁内推進体制の確立

本計画は、保健福祉分野を中心に労働、教育、市民活動、建設、消費者行政など多くの分野が関連していることから、高齢者保健福祉担当部署を核として、全庁的な計画調整会議、高齢者保健・医療・福祉にかかる部門間の計画推進会議、個別計画に対応したプロジェクトチームによる会議等を開催し、総合的・専門的な庁内推進体制を確立します。

- ①全庁的な計画調整会議「熊谷市高齢社会対策委員会」の開催
- ②部門間の計画推進会議の開催
- ③虐待等個別テーマに対応するプロジェクトチームの設置

#### (2) 関係機関等の連携強化

本計画の推進にあたっては、多くの関係機関や地域で活動する組織・団体等による連携・協力が不可欠です。それぞれの立場や役割のなかで互いに連携しながら推進していくために、交流や情報交換の機会を充実するとともに、市あるいは関係機関から積極的に、協働による事業展開が企画・提案され、実践される体制づくりを進めます。

- ①関係機関・団体間ネットワークの充実強化
- ②意見交換会の実施
- ③協働型事業の推進

#### (3) 市民参加の促進

市報、市ホームページ、ケーブルテレビ及びミニFM局等を通じて計画の趣旨および内容等についての周知と理解を促進するとともに、地域社会活動に関する情報等を提供していき、「いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや」の実現に向けた幅広い市民の主体的な取り組み・参加を促進します。

#### **(4) 合理的な行財政運営**

本計画と他部門の計画との調整を図り、限られた財源の重点的かつ効率的な配分、補助制度の有効活用等、計画的・合理的財政運営を推進します。また、利用者に対し適正な費用負担についての理解を求めていくとともに、保健福祉サービスにかかる行政と民間との役割分担を明確にした行財政運営を図ります。

#### **(5) 調査・研究と職員資質の向上**

社会経済状況の変化や高齢者の多様なニーズ等の諸課題に対する調査・研究を進めるとともに、それに基づく既存サービス・施設の見直しや新たなサービスのあり方を検討します。また、高齢社会や保健福祉サービスへの理解を深めるための専門研修への派遣や研修会の開催等を通じて、職員の意欲と資質の向上を図ります。

## **第2節 計画の進捗管理**

---

### **(1) 計画の公表**

本計画は、市のホームページで公表するほか、概要を記載した冊子を配布し、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

### **(2) 進捗状況の点検・評価**

本計画の実施にあたっては、定期的に進捗状況を点検し、その結果に基づいて対策を検討します。

## 第3部 資料編



## 介護保険事業計画（第4期）の特徴

### （1）基本的な方向性の継承

第4期計画は、平成26年度の目標に至る中間段階として位置付けられており、第3期計画で掲げた「予防重視型システムへの転換」をはじめ、介護予防の推進、地域ケア体制の充実と施設サービスの見直し等の基本的な方向性を継承することとなります。

また、施設・居住系サービス利用者の要介護認定者（要介護2～5）に対する割合や入所施設利用者における要介護4・5の割合など、第3期計画策定時に示された「参酌標準」についても基本的には変更されません。

（参考）第3期計画の基本的な考え方

#### ①介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業・予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

#### ②地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・認知症高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・施設の居住環境について個室を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



○平成27年に向けてこの方向性を推進していくため、3期間の計画（平成18～26年度）を見据えた目標を設定

#### <参酌標準>

##### ○介護保険三施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

平成26年度における要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者数の割合は **37%以下**

##### ○介護保険三施設利用者の重度者への重点化

平成26年度における入所施設利用者全体に対する要介護4・5の割合は、**70%以上**

##### ○介護保険三施設の個室・ユニット化の推進

平成26年度における三施設の個室・ユニット化割合 **50%以上**  
特養の個室・ユニット化割合 **70%以上**

出典：第4期介護保険事業（支援）計画策定にかかる全国会議 参考資料

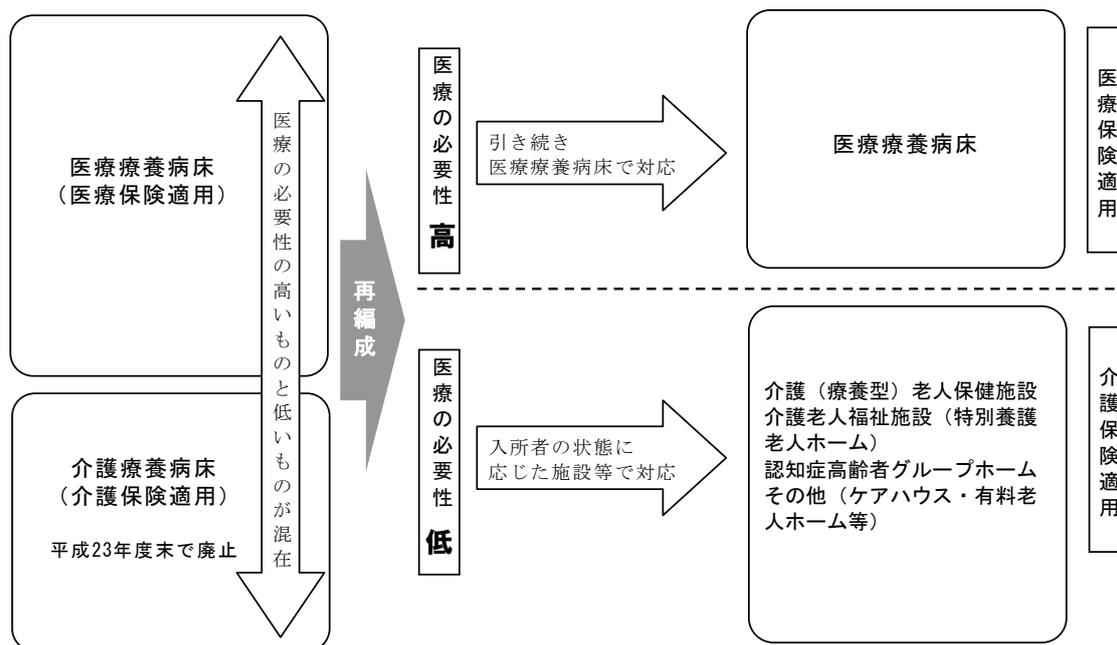
## (2) 療養病床の再編成

国では、平成 18 年度から医療制度改革を進める中で、医療費適正化に関する施策の一つとして療養病床の再編成（転換）を推進しており、介護療養型医療施設（介護療養病床）については、平成 23 年度末をもって廃止することを決定しました。

この療養病床の再編成は、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービス提供、人材の効率的な活用及び医療・介護の総費用の減少を図ることを目指すものです。

介護保険事業においては、医療機関の動向を踏まえつつサービス提供量を見込むとともに、医療よりもむしろ介護を必要とする人に対する地域ケア体制を確立していく必要があります。

(参考) 療養病床の再編成イメージ



## (3) 介護予防効果について

要介護認定者数等を見込むにあたって、第 3 期では、介護予防事業の実施効果について参酌標準を示し、それに基づく見込を設定していましたが、本計画においては、介護予防事業実施状況、予防給付状況に、今後見込まれるこれらの効果を勘案して見込むこととしています。

## 介護保険事業における日常生活圏域の状況

### 1 日常生活圏域の設定

---

要支援・要介護者が住み慣れた地域で継続して暮らし続けられるように、第3期計画より、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」を推進する「日常生活圏域」が設定されました。

また、同様に第3期より創設された「地域密着型サービス」は、この日常生活圏域ごとにサービス見込量を設定することになっており、併せて、地域包括支援センター設置にかかる圏域の設定についても、日常生活圏域との整合性を図ることが求められています。

本計画では、第3期において設定した日常生活圏域を継承し、以下の10圏域を設定することとします。

【日常生活圏域の設定】

圏域名	住所区分
熊谷北部	上奈良、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府1～5丁目、妻沼、弥藤吾、妻沼東1～5丁目、妻沼中央、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼西1・2丁目、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野、俵瀬
熊谷東部	箱田、箱田1～7丁目、肥塚、肥塚1～4丁目、上之、上川上、中西1～4丁目、佐谷田、平戸、戸出、間屋町1～4丁目、久下、新川、太井、久下1～4丁目、池上、下川上、中央1～5丁目、小曾根、上中条、今井、大塚
熊谷中央部	本町1・2丁目、仲町、星川1・2丁目、鎌倉町、弥生1・2丁目、宮町1・2丁目、末広1～4丁目、筑波1～3丁目、銀座1～7丁目、本石1・2丁目、石原1～3丁目、石原、月見町1・2丁目、赤城町1～3丁目、熊谷、大原1～4丁目、円光1・2丁目、桜町1・2丁目、榎町、宮本町、伊勢町、見晴町、河原町1・2丁目、宮前町1・2丁目、桜木町1・2丁目、万平町1・2丁目、曙町1～5丁目
熊谷西部	玉井、久保島、新堀、高柳、玉井1～5丁目、玉井南1～3丁目、大麻生、小島、広瀬、川原明戸、武体、瀬南、三ヶ尻、新堀新田、拾六間、御稜威ヶ原、美土里町1～3丁目、柿沼、代、原島、新島、籠原南1～3丁目
熊谷南部	村岡、万吉、楊井、平塚新田、上恩田、中恩田、下恩田、手島、小泉、屈戸、津田新田、中曾根、吉所敷、沼黒、高本、津田、向谷、相上、玉作、箕輪、冑山、小八林、船木台1～5丁目、板井、小江川、押切、上新田、塩、柴、須賀広、千代、江南中央1～3丁目、成沢、野原、樋春、御正新田、三本
深谷北部	東方、東方町1～5丁目、幡羅町1丁目、国済寺、国済寺町、本田ヶ谷、原郷、常盤町、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、藤野木、中瀬、新戒、高島、成塚、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚、上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森
深谷東部	上柴町西1～7丁目、上柴町東1～7丁目、秋元町、見晴町、萱場、宿根、桜ヶ丘、上野台
深谷西部	稲荷町1～3丁目、稲荷町北、天神町、本住町、仲町、深谷、深谷町、田所町、西島4・5丁目、西島町1～3丁目、西島、緑ヶ丘、田谷、東大沼、西大沼、栄町、寿町、曲田、伊勢方、岡、岡里、普済寺、岡部、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽
深谷南部	人見、柏合、榎合、櫛引、大谷、境、折之口、本田、畠山、白草台、上原、田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根
寄居	寄居町全域

## 2 地域包括支援センターについて

---

地域包括支援センターは、地域ケア体制の中核施設となるものであり、本圏域では日常生活圏域ごとに1か所ずつ、全10か所整備されています。

組合で設置した地域包括支援センターの運営主体は、組合から委託を受けた在宅介護支援センター等の法人で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各1名以上専任で配置しています。

地域包括支援センターでは、中立・公正な立場から、地域ケアに関する総合的なマネジメントを行うとともに、保健・医療・福祉の多様なサービス提供機関を有機的に結びつけるネットワークづくりを推進します。

■熊谷市を含む日常生活圏域の状況

熊谷市を含む日常生活圏域の基礎数値は以下の通りです。

	熊谷北部	熊谷西部	熊谷中央部	熊谷東部	熊谷南部
高齢者数（人）	8,451人	9,285人	9,139人	9,022人	5,326人
高齢化率（％）	20.9％	17.5％	22.3％	20.3％	19.2％
高齢者独居世帯の割合 （対総世帯数比）	8.8％	8.0％	11.2％	9.7％	8.0％
高齢者のみの世帯の割合 （対総世帯数比）	16.4％	15.2％	20.2％	17.9％	13.8％
認定率 （対高齢者人口比）	16.0％	13.7％	16.2％	15.9％	17.3％
要支援・要介護1の割合	31.2％	38.6％	44.6％	39.5％	37.1％
要介護2～5の割合	68.8％	61.3％	55.4％	60.5％	62.9％
施設入所者の割合 （対認定者数比）	20.1％	15.4％	12.3％	16.4％	18.8％
居宅サービス利用者の割合 （対認定者数比）	68.0％	67.9％	69.8％	64.9％	63.3％

## ■ 居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス見込み量

要介護（要介護1～5）の方を対象とするサービスの見込み量は以下の通りです。

サービス区分		平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度
<b>(1) 居宅サービス</b>				
①訪問介護	回	341,550	344,074	363,213
②訪問入浴介護	回	13,409	12,278	12,775
③訪問看護	回	29,137	27,489	28,524
④訪問リハビリテーション	回	981	987	1,055
⑤通所介護	回	436,230	454,461	489,890
⑥通所リハビリテーション	回	139,812	144,229	152,413
⑦居宅療養管理指導	人	3,864	4,119	4,359
⑧短期入所生活介護	日	122,247	125,086	134,776
⑨短期入所療養介護	日	10,691	15,616	16,559
⑩特定施設入居者生活介護	人	118	192	198
⑪福祉用具貸与	人	30,196	29,568	30,870
⑫特定福祉用具販売	人	983	1,040	1,094
<b>(2) 地域密着型サービス</b>				
①認知症対応型通所介護	回	2,849	2,913	3,123
②夜間対応型訪問介護	回	—	—	—
③小規模多機能型居宅介護	回	343	443	544
④認知症対応型共同生活介護	人	440	456	472
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	—	—	—
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人	—	—	—
<b>(3) 住宅改修</b>	人	714	739	765
<b>(4) 居宅介護支援</b>	人	78,855	79,617	83,344
<b>(5) 介護保険施設サービス</b>				
①介護老人福祉施設	人	1,379	1,430	1,451
②介護老人保健施設	人	806	915	923
③介護療養型医療施設	人	98	49	0

\* 大里広域市町村圏組合全体の値

## ■介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス見込み量

要支援者（要支援１・要支援２）の方を対象とするサービスの見込み量は以下の通りです。

サービス区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>				
①介護予防訪問介護	回	5,240	5,403	5,579
②介護予防訪問入浴介護	回	90	93	96
③介護予防訪問看護	回	771	795	821
④介護予防訪問リハビリテーション	回	28	29	30
⑤介護予防通所介護	回	5,090	5,248	5,419
⑥介護予防通所リハビリテーション	回	2,539	2,619	2,704
⑦介護予防居宅療養管理指導	人	38	39	40
⑧介護予防短期入所生活介護	日	312	322	332
⑨介護予防短期入所療養介護	日	32	34	34
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	7	12	12
⑪介護予防福祉用具貸与	人	812	838	865
⑫特定介護予防福祉用具販売	人	124	128	132
<b>(2) 地域密着型サービス</b>				
①介護予防認知症対応型通所介護	回	37	38	39
②介護予防小規模多機能型居宅介護	回	11	11	11
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	2	2	2
<b>(3) 住宅改修</b>	人	123	127	131
<b>(4) 介護予防支援</b>	人	12,569	12,960	13,381

\*大里広域市町村圏組合全体の値

## ■地域支援事業の見込み量

地域支援事業の事業メニューは以下の通りです。

介護予防事業	介護予防特定高齢者施策	特定高齢者把握事業 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 介護予防特定高齢者施策評価事業
	介護予防一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 介護予防一般高齢者施策評価事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	
	総合相談支援事業	
	権利擁護事業	
	包括的・継続的マネジメント支援事業	
任意事業	家族介護支援事業	家族介護教室 認知症高齢者見守り事業 家族介護継続支援事業
	その他事業	成年後見制度利用支援事業 住宅改修支援事業 地域自立生活支援事業

\* 大里広域市町村圏組合全体の内容

地域支援事業の見込み量、目標事業量、今後の施策方針は以下の通りです。  
 なお、数値は大里広域市町村圏組合全体のものです。

### 1 介護予防事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>1 介護予防特定高齢者施策</b>			
(1) 特定高齢者把握事業の特定高齢者数	3,422人	3,526人	3,631人
(2) 通所型介護予防事業			
①運動機の機能向上	638人	657人	677人
②栄養改善	36人	37人	38人
③口腔機能の向上	160人	164人	169人
(3) 訪問型介護予防事業	171人	176人	182人
(4) 介護予防特定高齢者施策評価事業	現在の取り組みをベースとし、新たな特定高齢者の把握方法並びに介護予防事業における実施体制の強化を行います。		
<b>2 介護予防一般高齢者施策</b>			
(1) 介護予防普及啓発事業			
①パンフレット 作成種類	1種類	1種類	1種類
② 同 配布数	12,000冊	12,000冊	12,000冊
③講演会・相談会 開催回数	250回	250回	250回
④ 同 参加者人数	6,700人	6,700人	6,700人
⑤介護予防手帳 配布数	1,500冊	1,500冊	1,500冊
(2) 地域介護予防活動支援事業			
研修会 開催回数	30回	30回	30回
同 参加者数	650人	650人	650人
(3) 介護予防一般高齢者施策評価事業	一般高齢者に対し、活動への参加が促せるよう事業の周知徹底を図ります。また、参加者の増加に対応できるよう会場及び人員確保の強化に努めます。		

\*大里広域市町村圏組合全体の値

## 2 包括的支援事業

	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度
1 介護予防マネジメント事業			
(1) 介護予防ケアプラン作成件数	856 回	882 回	908 回
(2) 総合相談支援事業	地域包括支援センターを主体とし、構成市町との連携を図りながら地域関係者、関係機関（民生委員・医療機関・警察等）との協力体制を確立します。		
(3) 権利擁護事業	地域包括支援センターを主体とし、構成市町との連携を図りながら地域関係者、関係機関（民生委員・医療機関・警察等）との協力体制を確立します。		
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業	各地域包括支援センターにおいて確立したネットワーク体制を基本とし、市町単位でのネットワーク体制の確立に努めます。		

\* 大里広域市町村圏組合全体の値

### 3 任意事業

	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度
<b>1 家族介護支援事業</b>			
(1) 家族介護教室	住民のニーズを把握のうえで、事業の実施に努めます。		
(2) 認知症高齢者見守り事業			
①徘徊高齢者探索サービス申込件数	10件	10件	10件
(3) 家族介護継続支援事業	介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための事業を実施します。		
<b>2 その他事業</b>			
(1) 成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者を対象に、成年後見制度の市町村長申立に関する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。		
(2) 住宅改修支援事業			
①助成件数	180件	230件	280件
(3) 地域自立生活支援事業			
①高齢者配食サービス事業の配食数	53,500食	54,500食	55,500食

\* 大里広域市町村圏組合全体の値